

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 8 月 定 例 会 ——

平成25年8月22日（木）

開 催 日 時 平成25年8月22日（木） 午後2時00分～午後3時53分

開 催 場 所 504会議室

出 席 委 員 伊藤文代 委員長
森井良子 委員長職務代理者
山田大輔 委員
関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長
高橋亨 教育部理事兼指導課長
松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）
滝澤文夫 教育庶務課長
伊藤祐子 学務課長
赤坂慶太 学務課長補佐
板谷扇一郎 学校給食センター所長
森田恒明 指導課長補佐
阿部裕 生涯学習推進課長
小島淳生 体育課長
屋敷元信 中央公民館長
湯沢瑞彦 中央図書館長
仙北谷仁策 教育部参事
志村安 指導主事

書 記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事
傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会8月定例会を開催いたします。

なお、本日は高槻委員からご都合によりご欠席との届け出をいただいております。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は山田委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）及び、議案第27号から第31号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）姉妹都市小平町との青少年交歓交流事業の教育委員視察について。私から説明いたします。資料はございません。

今回の視察は、18人の子どもたちが小平町を訪問する8月5日月曜日から、9日金曜日に合わせまして、8月5日から7日までの3日間の日程で行いました。

視察の参加者でございますが、森井委員長職務代理者、関口教育長と私、そして随行の宮崎教育庶務課長補佐の4人でございます。

視察の目的は、子どもたちの交流の様子に実際に触れるとともに、お世話になっております小平町の皆様に感謝の気持ちを伝え、親睦を深めるというものでございます。

視察内容でございますが、5日の午前8時30分に市庁舎正面で行いました出発式の後、小平町へと向かう子どもたちに同行し、小平町の子どもたちとの交流の様子などを視察してまいりました。

初日は、小平町への移動で、ほぼ1日を費やし、午後5時過ぎに小平町役場へ到着いたしました。到着後、町職員が出迎える中、役場正面で関町長から歓迎のお言葉をいただきました。

その日の午後6時から、小平町側から、関町長、板垣副町長、佐々木教育委員会委員長、横田教育長及び照井管理課長にご出席いただき、情報交換の場を設けていただきました。

子どもたちの受け入れを行っていただいております教育委員会関係の皆様、また、町長や副町長のお考えを伺うよい機会となりました。

小平市と小平町では、地理的環境だけでなく、人口規模、財政状況も大きく異なりますことから、共同して取り組むべき課題を探することは難しいものと感じておりましたが、そういう状況にあっても、佐々木教育委員会委員長や横田教育長の人柄に触れることができ、教育に対する思い

には共通する部分があること、このような方たちが子どもたちを迎えてくれていることを確認することができ、安心したところでございます。

情報交換会の中で、小平町の中学生が減少していることから、小平町に2校ある中学校を統廃合し、1校にするための住民説明会を、視察初日である8月5日に行ったとの話も伺いました。

また、小平町では、農業や漁業などの経済活動において、近隣自治体との行政区域を越えた活動をしていることの説明も伺いました。

2日目は、前日のご説明を受けまして、隣の増毛町にあります、旧商家が国の重要文化財となっております日本最北の造り酒屋を含めました町の様子を視察してまいりました。

また、この経済圏ではこの地域だけが果樹の栽培を行っているとのことでしたので、さくらんぼやぶどうの栽培の様子も見させていただきました。

ご案内をいただきました板垣副町長からは、すぐ近くとのご説明でございましたが、移動した距離は20キロを優に超えており、東京とは距離の感覚が異なることも実感してまいりました。

この日の午後は、子どもたちとともに、北海道開発局の留萌港湾事務所に伺い、職員から留萌港の歴史についての説明を受け、実際に乗船して港の見学を行っている子どもたちの様子を見てまいりました。次に、小平町にある国の重要文化財である旧花田家番屋の見学を行っている子どもたちの様子も見させていただきました。また、この間子どもたちと一緒に浜で蟹釣りを、私どもも楽しみました。

3日目は2日目と同様、午前7時30分からラジオ体操に参加し、子どもたちの元気な姿を見た後、朝食をともにいただきました。集団生活の中で、集合時間に間に合わない子、またその間に合わない子どもに対して無関心な子どもたちの様子、それから食事中も話に夢中でほとんど食べない子などもおりましたが、全体としては、小平町の子どもたちと仲よく、規則正しく過ごしている様子を伺うことができました。

朝食後、森井委員長職務代理者が代表して、子どもたちと小平町の皆様にお別れの挨拶を行った後、小平町役場で関町長、副町長、教育長にお礼の言葉を述べさせていただき、帰京いたしました。

今回の視察は、地元の方々も初めてではないかとびっくりするほどの、連日、最高気温が30度を超える中での視察となりましたが、現地に赴かなければわからない風土であるとか、また、受け入れを行っていただいている教育委員会の皆様をはじめとした、小平町の方々の考えに触れることができ、35年間続いている少年少女交歓交流事業についての意義を感じてまいりました。

そして、小平町の皆様はもとより、小平市の青少年委員の皆様と担当課の皆様のご苦勞を、改めて認識した次第でございます。

私からは以上でございます。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）の新規設置について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（１）特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）の新規設置についてを報告いたします。

資料№.1をご覧ください。

平成19年度に特別支援教育がスタートしてから6年が経過し、学校や保護者はもちろん、社会全体に、特別支援教育の考え方が浸透してまいりました。

小平市におきましても、特に、情緒障害等通級指導学級に通う、いわゆる発達障害の児童・生徒が増加しており、この対応策として、平成26年4月から、新たに小・中学校各1校に通級指導学級を設置する予定でございます。

詳細につきましては、伊藤学務課長から説明させます。

○伊藤学務課長

それでは、特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）の新規設置について、資料に基づきまして、ご説明いたします。

はじめに（１）の「小学校における情緒障害等通級指導学級の推移」をご覧ください。

設置校4校のうち、特に小平第十四小学校において、昨年度途中から入級児童が増加し、今年度70人、7学級となっております。増加の要因として、発達障害とその支援に対する学校、保護者の認知理解が深まっていることや、小平第十四小学校が市の東部地域の7校から通級児童を受け入れていることなどが考えられます。

現在、入級相談中の児童もいること、昨年度も2学期以降の申し込みが多くあったことから、来年度も同等以上の規模となることが見込まれますが、施設面からこれ以上の学級増は難しい状況でございます。

次に（２）の中学校をご覧ください。

上水中学校は市内全8校から通級生徒を受け入れており、本年度は生徒数が38人となり、前年度比で約1.5倍に増加いたしました。現在、入級相談中の生徒もいることから、来年度も同等以上の規模になると見込まれます。増加の要因は小学校と同様ですが、施設面から学級増は難しく、また中学校の段階においては、進路指導や生活指導など、きめ細かな対応を行う必要があり、学級規模の適正化を図る必要がございます。

2の「設置校」をご覧ください。以上の状況から、新たに小平第七小学校と小平第四中学校に通級指導学級を設置いたします。開設は来年4月を予定しております。この2校は固定制の知的障害学級も含めて、これまで特別支援学級を設置しておらず、また児童・生徒数の推計からも教室数に余裕があることから、設定いたしました。

小学校は第七小学校への設置により、西武多摩湖線を境として、東側に3校、西側に2校とな

り、また中学校は第四中学校への設置により、規模の適正化が図られるものと考えます。

次に、3の「開設に当たって必要となる措置」でございますが、施設改修と備品や教材など消耗品の購入がございます。これらに要する費用は、12月補正で、また、特別支援学級通学バスの増台が必要と見込まれますので、来年度当初に予算措置をお願いする予定でございます。

最後に4の「今後の予定」でございますが、明日8月23日の市議会幹事長会議に報告の後、9月から10月にかけて、保護者への説明会を行い、春休みに施設の改修工事を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（2）小学校給食調理業務委託の検証結果について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（2）小学校給食調理業務委託の検証結果についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

平成23年8月に策定した「小平市立小学校給食の基本方針」に基づき、平成24年9月に小平第六小学校で給食調理業務の委託を開始し、約1年が経過いたしました。

この間の委託業務実施状況について、このたび検証結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

詳細につきましては、伊藤学務課長から説明させます。

○伊藤学務課長

それでは、小学校給食調理業務委託の検証結果について、資料No.2の報告書に基づき、ご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

「はじめに」では、検証の目的、対象を記載いたしました。

1「導入に当たって」（1）、保護者に十分ご理解をいただくため、給食調理業務の委託化についてはもちろん、今後の給食のあり方など、基本方針全般について、小学校全校の保護者を対象に、計10回の説明会を開催いたしました。

（2）、受託業者を選定するに当たっては、基本方針にのっとり、価格のみによって決定するのではなく、総合的な観点から判断するプロポーザル方式を採用いたしました。

2ページの（3）、「現場における引継」は、夏季休業期間に栄養教諭と委託業者の現場責任者、それから本部社員との間で行われました。また、委託開始前の8月29日と31日に、保護者と教職員を対象とした試食会を実施いたしました。

(4)、委託を契機に、食器をアルマイトから強化磁器食器に、低学年児童には一部市立保育園でも使用されているPEN樹脂食器に変更し、備品・設備の充実を図りました。

次に、大きな2点目の「履行状況」でございますが、(1)「日々の業務履行の確認」は、調理現場の指示・監督を担当する栄養教諭によって、また受託業者から校長に提出される「調理業務完了確認書」によって確実に行われています。

(2)「調理員の配置」については、正社員3名、パート社員6名の9名体制が当初の予定でしたが、受託業者の提案で、委託開始の1か月間サポートのための正社員1名が加わり、万全な体制の中、円滑に業務を開始することができました。なお、その後、小平第六小学校がコミュニティ・スクールで人の出入りが多く、食数の変動が大きいことや、国の食育事業を受託しているなどの状況を受託業者のほうで勘案しまして、今年の1月に正社員1名を加えた、10名体制となっております。

3ページの上段、日々の業務においては、繁忙時間が集中いたしますが、そういったところに調理従事者を重点的に配置することなどによって、柔軟で効率的な運営が行われています。

(3)、委託開始後も従前と変わらず、栄養教諭が献立の作成、食材の発注を担当し、受託業者との役割分担を明確に分けるところからも、給食の質を確保しております。

(4)「衛生管理」については、文部科学省の基準、市のマニュアルに従って、また受託業者の取組により、徹底されております。巻末に掲載した調理工程の写真からも確認していただきたいと思います。

(5)、受託業者による従業員への教育・研修でございますが、4ページに掲載した表のとおり、計画的に行われております。

(6)「提供食数、提供時間」については、学校には多くの人がかかわっており、食数も一定数ではありません。また時間についても、行事などにより前後することがありますが、教育活動に支障なく提供されています。この検証に当たって、先月、小平第六小学校で給食に関するアンケートを実施いたしました。その結果でも「給食の提供は問題なくできている」と、回答した全教職員が評価しています。

5ページの(7)、食育への受託業者の協力の状況でございますが、小平第六小学校は以前から食育活動に積極的に取り組んでおります。委託導入前に国から受託した「栄養教諭を中核とした食育推進事業」の研究発表会を委託開始後に開催いたしました。受託業者からも学校給食における食育の重要性が的確に理解され、十分協力が得られています。後段には食育の取組のエピソードを掲載させていただきました。

(8)、食物アレルギーに対しましては、市の対応方針を基本としながら、受託業者独自で複数回、複数人によるチェックなどを取り入れ、注意深く対応しています。なお、委託導入前と変わらず除去食の対応をしているところでございます。

次に、大きな3点目、「児童・保護者・教職員の声」として、(1)に昨年12月に、小平第六小学校に設置した給食運営委員会における協議の概要を6ページにかけて記載いたしました。委員会は保護者・教職員・受託業者・学務課職員で構成され、各学期に1回、これまで3回会議

を開催いたしました。会議では保護者委員から率直な感想や意見が出されておりますが、おおむね良好な評価をいただいております。巻末の資料には会議の要録を掲載しております。また、会議終了後と会議のない月にも保護者委員を対象に試食会を開催し、そこでもご意見をいただいております。

(2) は先ほど触れましたが、先月、小平第六小学校の3年生から6年生の児童とその保護者、教職員を対象に、給食に関するアンケートを実施いたしました。7ページから11ページにかけて、結果を掲載しておりますが、おおむね良好な評価をいただいたと考えております。

次に大きな4点目、「調理業務の委託化に伴う効果」として、2点挙げております。

まず、調理員配置人数の改善でございます。委託開始に伴い、小平第六小学校の調理員3名を他校に配置し、小学校全体の調理員定数の欠員状況を改善することができました。

2点目として、受託業者が培ってきたノウハウ、特に児童が楽しめる給食といった創意工夫を市としても享受することができました。

最後に5、「まとめ」として、これまでご説明したとおり、小平第六小学校の給食調理業務は全般に渡り、適切に履行されていると評価できること、12ページの(2)にまいりまして、その結果と今後市の調理員が定年退職により大幅に減員する状況を踏まえまして、基本方針で示した現在の給食の質を維持することを前提に、来年度以降も継続して調理業務の委託化を進めていくことを記載いたしました。

そして、委託化を進めるに当たっては、検証結果でも明らかなおおむね、受託業者として優良な事業者を選定すること、学校給食において重要な責任を担うにふさわしい栄養士を委託化に合わせて正規職員として配置することが不可欠と考えております。

以上が検証結果となりますが、(3)に記載したとおり、今後も業務の品質を確保するため、栄養教諭や教職員による学校現場でのチェックと、給食運営委員会が機能を十分に果たすことが必要であるとともに、教育委員会といたしましても、学校給食の責任者として、指導・監督を行ってまいります。

なお、13ページ以降には調理現場における衛生管理の様子や、食育活動の様子、アンケート、給食運営委員会の資料等を掲載しております。

報告書につきましては以上でございます。

続きまして、今後の予定につきまして、ご説明いたします。

この検証結果につきまして、明日開催の市議会幹事長会議に報告を行った後、9月11日の生活文教委員会で事務報告を行います。また市報9月5日号、教育委員会だより9月15日号、さらに市ホームページにおいて、市民に周知いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項(3)平成24年度児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査

報告について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（3）平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

本調査は文部科学省が、暴力行為、いじめの状況及び不登校の状況等について、毎年、調査を実施しているものです。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは、平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について、ご報告いたします。

例年5月の定例会においてご報告しておりました本調査につきましては、いじめについての調査において、警察との連携に関する項目の追加等の変更がありましたことから、本年度は文部科学省及び東京都教育委員会からの調査依頼が5月下旬になりました。そのため、東京都教育委員会の提出期限は、例年より遅い7月22日でした。こうしたことから、本日の8月定例会でのご報告になったものでございます。

それでは、資料に従いまして、ご説明いたします。なお、表の中の括弧の数値は平成23年度の数値でございます。

はじめに大きなI「暴力行為の発生状況（総括表）」です。

中央の部分の発生件数を見ますと、小学校では6件、中学校では54件、合計60件発生いたしました。以下、1から4の表が内訳でございます。

1の「対教師暴力の状況」でございますが、小学校では1校1件、中学校では2校4件ございました。

2の「生徒間暴力の状況」でございますが、これは同じ学校の児童・生徒同士がけんかになり、双方が相手を殴った場合や一方的に暴力を加えた場合の数値となります。小学校では学校内で1校3件ございました。中学校では学校内で7校35件、学校外で2校2件ございました。

3の「対人暴力の状況」でございますが、こちらは他校の児童・生徒とのけんか等の数値でございます。小学校で1校2件、中学校で2校2件ございました。

次に、4の「器物損壊の状況」ですが、中学校で5校11件発生いたしました。暴力行為全体といたしましては、平成23年度と比較して、件数は小学校、中学校とも増加しております。重篤なけがの報告はありませんが、中学校については、中学校1年生がやや落ちつかない学校が複数あったことが原因の一つと考えております。今後も生活指導面での指導を徹底させるほか、人権教育や道徳の授業などにおいて、自尊感情を高める教育、自他を大切にする教育の充実を図ってまいります。

次に大きなⅡ「いじめの状況」でございます。次のページをご覧ください。

1の「いじめを認知した学校数、認知件数」でございますが、認知した学校数は小学校で18校、中学校で8校、認知件数は小学校280件、中学校127件で、合計407件でございます。昨年7月の緊急調査の時点で認知したいじめの件数は306件、疑いのあるとした数は86件とご報告をいたしました。その後毎月の調査等を経て、いじめを見逃すことのないよう状況を把握し、指導を繰り返してまいりました。

その結果、2の「いじめの現在の状況」についてですが、平成24年度中に407件中365件が解消いたしました。いじめの解消率は約9割ということになります。平成23年度は括弧内に数字がございますが、解消率という考え方で計算をすると、約8割でございます。

3の「いじめ発見のきっかけ」については、アンケート調査など学校の取組による138件、また本人からの訴えによる123件が多く占めております。いじめ発見のきっかけとして、平成23年度は本人からの訴え、または学級担任が発見するケースが多くございましたが、平成24年度はいじめに関する調査を実施したことから、その調査によりいじめが発見されたケースが多くございました。

4の「いじめられた児童・生徒の相談状況」についてですが、大半が「学級担任に相談」で、327件ございました。

5の「いじめの様態」でございますが、次のページでございます。こちらは複数回答による集計です。「冷やかしかからかい悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く、合計で313件ございました。次に多いのは、「仲間はずれ、集団による無視をされる」で95件ございました。

6の「学校におけるいじめの問題に対する対応」についてですが、いじめが発生したかどうかにかかわらず、各学校でどのような対応が行われているかということについて、調査したものでございます。全ての小・中学校で職員会議を通じて、いじめ問題について、教職員間で共通理解を図ったり、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げたりしながら指導を行っております。また、多くの学校がスクールカウンセラー、教育相談員、養護教諭を積極的に活用しております。

いじめは絶対に許されない行為であり、その対応につきましては、人権教育の推進を中心におき、家庭との連携を深めるとともに、教育相談やスクールカウンセラーなどを活用し、学年や学校全体として組織的に取り組むことが重要です。

指導課といたしましても、7月からいじめ体罰に関するホットラインメールを開設。6月・11月・2月のふれあい月間、いじめ防止強化月間における教育相談室の土曜日電話相談の開設など、本年度新たな施策を進めております。

今後も各学校においてきめ細かく対応し、早期発見、早期解決できるよう、努めてまいります。最後に大きなⅢ「不登校の状況等」についてでございます。4ページ目をご覧ください。

この調査結果は、平成24年度内に年間30日以上欠席をした不登校児童・生徒の人数を集計したものでございます。

不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを言います。ただし病気や経済的理由などによるものは除いております。

2の「学年別内訳」をご覧ください。小学校は不登校児童の総数が32人となり、昨年度と比べて6人減少いたしました。中学校は127人となり、前年度と比べて9人減少いたしました。不登校生徒の出現率ですが、小学校では全小学生8,992人のおおむね0.36%となり、前年度に比べて0.6ポイント減少いたしました。また中学校では、全中学生4,185人のおおむね3.03%となり、前年度と比べて0.23ポイント減少いたしました。

次に、3の「不登校児童生徒への指導結果状況」ですが、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」が、小学校では32人中8人と25%の児童が学校に復帰いたしました。中学校では127人中44人と34.65%の生徒が学校に復帰いたしました。

不登校につきましては、今後も各学校においてきめ細かい対応を進めるとともに、小・中連携をはじめ、教育相談の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門的な知見の活用を図り、あゆみ教室を中心として、関係機関との連携を強化したネットワークづくりを引き続き進めてまいります。

今回、特に中学校の不登校の状況を分析すると、施策として進めてきたスクールソーシャルワーカーを配置した学校で、前年度より不登校生徒の出現率が減少するという結果も見られました。いじめ防止の取組と同様に、教職員の研修の充実をはじめ、不登校に対する対応策も積極的に取り組んでまいります。

なお、本調査は例年夏季休業中に全国の結果が文部科学省より公表されておりましたが、今年度は調査が遅くなったことから、10月を予定していると文部科学省から通知がありました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（4）小平市民総合体育館の臨時休館について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（4）小平市民総合体育館の臨時休館についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

今回の臨時休館でございますが、体育館内の温水プールの水の入替えのため、休館するものでございます。

臨時休館日でございますが、10月8日、火曜日を予定しております。なお、10月7日、月曜日が通常の休館日となりますので、2日間連続して休館するものでございます。

市民への広報につきましては、市報9月20日号、市ホームページ、及び公共施設予約システ

ムに掲載するほか、館内の掲示により周知を図ってまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（５）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは15件でございます。うち新規申請は4件でございます。

受付番号（28）小平ユネスコ協会のハングル語講座は、国際交流を目的に開催するものでございます。

受付番号（37）映画「僕らのカヌーができるまで」の上映とトークは、身の回りの小さな生き物たちの存在価値を知り、先人からの生活の知恵や自然から学ぶことを目的に設立した、ちいさな虫や草やいきものたちを支える会が、そのヒントとなる映画を上映するものです。

受付番号（40）は、小平市民オーケストラによる第28回定期演奏会です。

受付番号（42）小平青年会議所の「親子で体験！郷土を発見！！こだいら糧うどん作り」は、小学生親子による、小平糧うどん作りを通し、郷土食から地域に興味を持ってもらうこと、小平の文化に触れてほしいとの思いから開催するものでございます。

そのほかの11件は、いずれも例年もしくは以前も承認しているものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）事故報告Ⅰ（7月分）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（６）事故報告Ⅰ（7月）についてを報告いたします。

7月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事より説明させます。

○高橋教育部理事

事故報告Ⅰ（7月分）について、報告いたします。

交通事故は管理下につきましては、小・中学校ともに0件。管理外につきましては、小学校で2件、中学校で1件です。

中段をご覧ください。

一般事故は全て管理下で、小学校で1件、中学校で2件になります。

項目別状況ですが、小学校では休み時間・放課後等の1件、中学校では登下校時が1件、授業中が1件の合計2件になります。

全ての報告の合計が6件と、今月は報告件数が少ない状況です。

それでは、小学校の交通事故の①、中学校の③、小学校の休み時間・放課後等の①の3件について、詳しくご報告をいたします。

はじめに交通事故の①です。7月24日水曜日の午前9時50分ごろ、小学校6年生の児童が夏季水泳指導に参加のため、保護者が自動車で当該児童を学校近くまで送って行きました。児童が車を降り、学校に向かって道路を渡るために、自動車の影から出たところを、後方から来た自動車と接触をしたものです。

事務職員から連絡を受けた管理職を含む教職員は現場に急行。児童に衝突した自動車の運転手は救急車を要請いたしました。教職員は救急車が到着するまで、保健室から毛布やタオルケットを持ってきて、けがをした足を保護いたしました。児童は救急車で都立小児総合医療センターに搬送され、診断の結果、右下肢骨折で、全治3か月と診断されました。

夏季休業中ということもあり、学校では登下校メールシステムを使い、「交通安全徹底について」と題したメールを各家庭に配布いたしました。

次に、交通事故の③をご説明いたします。

7月2日の午後7時10分ごろ、中学校2年生の生徒が友人とともに、小金井公園から帰宅時に自転車を走らせていたときのことです。かばんの紐が自転車のかごからはみ出て、自転車のタイヤに絡みました。その結果、自転車がとまり、生徒は自転車ごと1回転をして倒れました。

友人が保護者に連絡し、駆けつけた保護者が救急車を要請。都立小児総合医療センターに搬送。診断の結果、多数のすり傷のほか、切り傷があり、顎や左耳の後ろを数針縫うとともに、歯が折れていることを確認いたしました。歯につきましては、翌日以降、歯科で治療を受けました。

交通事故を防ぐためには、繰り返しの指導が必要になります。教育委員会では8月14日付で、平成25年度秋の全国交通安全運動の推進について通知するとともに、放課後等に起こる自転車事故を防ぐために、自転車交通安全利用DVDと、その指導マニュアルを配布し、2学期当初における各学校での指導を徹底したところでございます。

次に、一般事故①の休み時間・放課後等の事故についてです。

本事故については、6月19日に発生したのですが、事故報告の内容の確認、差しかえ等により今月の報告となりました。午後1時40分ごろ、5年生の教室において、換気のためにあけていた窓を、外を眺めていた当該児童に気づかずに閉めたため、左のこめかみを窓枠でぶつけた

ものです。主幹教諭はすぐに患部を冷やすとともに、管理職に報告。様子を見ていましたが、痛みが改善しないので、保護者に連絡をするとともに、脳外科で診断を受けることにいたしました。CTスキャンの診断の結果、軽度の脳震盪でございました。当該児童は翌日に再度来院するよう指示を受け、診察を受けましたが、特に異常はなく学校に登校いたしました。当該学年では周囲の状況をよく見て行動するよう、全児童に指導したところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

教育長報告事項（２）の、小学校給食調理業務委託の検証結果についてにつきまして、質問をさせていただきます。

５ページ、大きい２の（８）、「食物アレルギーへの対応」について、こちらは市民の皆様の関心がとても大きなところだと思いますが、保護者の皆様に対しましても丁寧なご対応ありがとうございます。

調理業務委託後、アレルギーに関しまして、保護者や現場から何かしらの質問や問題など、あがっているものがあれば教えていただきたいのと、もう一つは、平成２４年１２月の調布市の事故に対しまして、食器の色を区別するなど早急なご対応ありがとうございます。こちらの食器の色を区別することの効果はどういったことがあるのかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○伊藤学務課長

この食物アレルギーへの対応につきまして、当該校の小平第六小学校のほうから、特に保護者等からご意見ですとか、ご質問、ご要望を受けたという報告は特にございません。

そして２点目の、食器の色を変えることの効果でございますが、食物アレルギーのある児童自身が今後発達段階に応じて、自分のアレルギーのことをきちんと認識するということでは、色が区別されていることで、どのメニューが除去対応のものかを認識できるということがございます。また、いじめにつながるなどという懸念の声もあるところではございますが、食育の一環として、そういった目で見ないようにという指導をしながら、他の児童も含めた複数の目で事故が起きないように、取組ができるという効果もあると考えております。

○伊藤委員長

ほかに、それではこの報告、給食の業務委託検証報告書に関して、ご質問はいかがですか。

○森井委員

3 ページの(4)、「衛生管理」について、さまざまな腸内細菌検査を行っているということが記載されておりました、その中で受託業者は任意でノロウイルスの検査を昨年12月、今年の1月に実施しているという記載がありますが、このノロウイルス検査については、今後はどうなるのでしょうか。

○伊藤学務課長

これは業者のほうで任意に実施しているということですが、今後も引き続き実施していくというふうに聞いております。

○森井委員

引き続きよろしく願いいたします。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

では、この件に関して私から一つ質問します。

この報告の中で、おおむね良好な結果が得られたということで、私どもとしてもほっとしております。念のため伺いますが、アンケートの中には素朴に、例えば25ページにアンケートがあって、子どもに好きな給食献立を聞いてほしいといったこともございましたが、これ以外にも、例えば検証の仕方そのものに対して給食運営委員会のあり方、議論のされ方、それからアンケートの実施の仕方、設問の内容、その検証そのものに対しても良好な理解が得られたのでしょうか。また、何か提案とか、ご意見、ご質問などが、その検証に対してありましたでしょうか。

○伊藤学務課長

多くの声ということではありませんが、検証そのものを今回教育委員会が責任をもってやったわけですけれども、外部の会議などを立ち上げてやらないんですかというご質問を受けたことはございます。

これに対しては、報告書の結びのところで書いてありますように、学校給食の最終的な責任者として教育委員会が今後も指導、監督を行っていくということをご説明したのと、それから給食運営委員会で、当事者である児童はもちろんですけれども、保護者の方、それから教職員の方からもご意見をたくさんいただきますので、それらを総合的に考えて、教育委員会が責任をもってやることにご理解をいただいたところでございます。

○伊藤委員長

わかりました。

ほかの件に関しまして、ご質問、ご意見ございますか。

○森井委員

教育長報告事項（１）特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）の新規設置についてですが、今回、新設されます小平第七小学校、小平第四中学校の学級数、児童数など、それぞれのどのくらい想定した規模になっているのでしょうか。

○赤坂学務課長補佐

新年度の学級数でございますが、５月１日現在、小平第十四小学校が７０人、７学級となっておりますので、小平第七小学校は３学級程度と想定しております。

一方、小平第四中学校につきましては、２学級程度の規模と想定しております。

以上でございます。

○森井委員

合わせて、今回参考につけていただきました、「小平市立小・中学校特別支援学級の設置状況」で、新設になっている以外の教室の在籍の状況や、ほかに増加傾向がある学級などがありましたら、教えていただきたいと思います。

○赤坂学務課長補佐

小平市立小・中学校特別支援学級の学級数、児童・生徒の人数でございますが、小学校の知的障害固定学級は、５月１日現在、小学校６校に１７学級１１７名の児童が在籍しております。中学校では、同じく５校に１３学級７９名の生徒が在籍しております。

情緒障害等通級指導学級でございますが、小学校４校２０学級に１７７名、中学校は１校４学級に３８名が在籍しております。

難聴言語の通級指導学級ですが、難聴学級は１学級に１１名の児童が在籍しております。言語障害学級には、２学級に３１名の児童が在籍しております。

今後の見通しでございますが、知的障害の固定学級につきましては、小学校では平成１９年からおよそ３割増加しており、中学校につきましても、同程度増加をしております。今後、小学校では、１２０名程度で推移するものと考えております。一方、中学校は９０名前後で推移するものと考えております。

情緒障害等通級指導学級でございますが、小学校の在籍児童数は現在１７７名と申し上げましたが、発達障害に対する理解が進んでおりますので、平成２６年度から２８年度の３年間はおよそ２００名程度で推移するものと予測しております。

一方、中学校につきましても、在籍生徒数３８名と申し上げましたが、今後は５０名程度で推移するものと予想しております。

難聴言語の通級指導学級につきましては、横ばいと予想しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。ほかに。

○山田委員

教育長報告事項（3）平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についての、大きいⅡ「いじめの状況」について、3点質問させていただきたいと思います。

まず、括弧内が平成23年度ということで、昨年度の平成24年度の認知件数と比べ増大しているというのは、やはり去年の大津市の事件を受けて行った都からのアンケート調査における認識の違いから、同じ、毎年行われている調査でもこういった差が出てきたのであると認識しておりますが、そこを一応確認させてください。

また、大きいⅡの1と2、いじめを認知した数、そして、解消した数などのいじめの現在の状況というのは、1回の調査としては時間差を感じるのですが、これはどういった方法によって調査が行われたのでしょうか。

そして、3点目ですが、大きいⅠの暴力行為の発生状況、Ⅱのいじめの状況、そしてその後の大きいⅢの不登校の状況、この関連性について、例えばこのいじめに対して、この暴力と関連があったり、不登校のいじめとの関連性、こういったものについて何かしらございましたらお伺いしたいと思います。

3点でございます。よろしく申し上げます。

○高橋教育部理事

まず、1点目でございますが、件数の多いことにつきましては、昨年度の都の緊急調査が7月にあったもので、ご報告申し上げたとおり、その時点でいじめの件数が306件と、丁寧にアンケート調査をした結果出てきたものでございます。同じような考え方で今回報告をしております。今回につきましてはその後のいじめを丁寧に指導していった結果、全部でこれだけの件数になっているということでございます。

2点目の認知している件数と解消している件数についての説明ですが、これは昨年度行ってきたいじめの指導を累計したもので、例えば昨年9月に起きたいじめが10月に解消していれば、1件発生して1件解消したということになります。それを年間を通して累計していった数値でございます。ですから、「左記以外」ということで、例えば小学校で38件とございますが、こうした解消しきれていないものもございまして、そういった意味で数字をご理解いただければと思います。2点目は以上でございます。

3点目の暴力行為との関連性等についてですが、大きいⅡの5「いじめの様態」のところを見ると、例えば、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」という件数が中学校で4件ございますが、こういう部分との関連性というのが当然あるかは考えていますが、暴力行為が増えたことと、いじめの件数の細かい関連性については、十分に確かめているところではご

ざいませぬ。同じようにほかの問題行動等の関連性についても、今の時点で報告するのは難しいと思っております。

以上でございます。

○山田委員

ありがとうございます。

○伊藤委員長

関連しまして、Iの「暴力行為の発生状況」でございますが、中学校の学校内が前年度に比べて非常に件数が多くなっております。ここにありますのは前年度の数だけですが、例えば平成20年度以降とか、この数年の中でも突出して24年度は多くなったのでしょうか。そのことに関して何か生活指導担当者会議なり、校長・副校長会議に挙がって話題になったりしておりますでしょうか。

○高橋教育部理事

件数の推移ですが、例年さほど大きな数字の変化はなかったところでございますが、昨年度は統計的に少し数字が大きいと分析をしているところでございます。

その原因ですが、先ほど少しご説明申し上げましたが、昨年度の1年生、入学してきた子どもたちが何校か少し落ちつかない状況があつて、その中でどうしてもけんかになったりというようなことから、件数が増えたと話を聞いているところでございます。

その後、丁寧に指導しています。今後多くならないように、繰り返し指導していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森井委員

「いじめ発見のきっかけ」というところで、先ほどお話があつたようにアンケートなどによる本人からの訴えが増えたということは大変よい状況かと思ひます。その一方で、「いじめられた児童生徒の相談状況」で、「誰にも相談していない」と回答しているお子さんがとても多いように感じるのですが、そのことに対する対応策というのは何かお考えでしょうか。

○高橋教育部理事

この「誰にも相談していない」というのは、状況としては非常に良くないと考えております。私どもとしては、できるだけさまざまな形で相談できるよう、チャンネルを少しでも増やして、子どもたちが相談しやすい状況をつくるということが大切かと考えています。例年、こういうところに連絡するといひよ、というようなプリントを年度当初に子どもたちに配っております。

それから、先ほども少しお話申し上げましたが、最近ではメールなどを使う子どもたちもいます

ので、この7月からホットラインメールというものを開設しているところでございます。ホットラインメールについては、今のところ2件届いています。ただ、重篤ないじめの相談というよりは、最近友達とうまくいっていないだけけれども、というような形の相談内容でしたので、そういうものも含めて、できるだけ子どもたちからのSOSをキャッチできるように、対応していかなければならないと考えております。

少しずつでもチャンネルを増やして、こういう子どもたちに対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、以上で教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第19号、小平市教育委員会事務の点検及び評価ー平成24年度分ーについて。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第19号、小平市教育委員会事務の点検及び評価ー平成24年度分ーについてをご説明いたします。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について、みずから点検及び評価を行い、その結果をまとめたものでございます。

昨年同様に、「点検・評価」の実施方針に基づき、事務局にて、所管の事業について自己点検・評価票を作成し、2名の学識経験者から、質疑応答を重ねた上で、ご意見・評価をいただきました。

なお、本議案の議決をいただいた後、報告書を議会に提出するとともに、市報及び市ホームページにて公表いたします。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長より説明させます。

○滝澤教育庶務課長

それではご説明いたします。報告書の1ページをご覧ください。

小平市教育委員会事務の点検及び評価は「I 点検・評価の概要」、「1 実施の趣旨」にございますように、法により義務づけられているものでございます。教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにし、より効果的な教育行政の推進を図るとともに、これを市民に公表することで、信頼される教育行政の推進につなげるものでございます。

「2 実施方法」、「(1) 点検・評価の対象」でございますが、点検・評価の主な対象事業は、教育委員会の事業を概観できる事業として、小平市第三次長期総合計画・前期基本計画の実施計画に位置づけられた事業、平成24年度の29事業を対象としております。さらに教育委員会が特に重要であると認める18事業を選定し対象としました。

また、平成24年度は、市制施行50周年の記念事業を実施しましたことから、これらについても点検・評価の対象といたしました。

「(3) 学識経験者の知見の活用」でございますが、これも法に基づきまして、2人の学識経験者から2回の会議の中で活発な質疑応答を重ねまして、ご意見、評価をいただきました。

2ページからは小平市第三次長期総合計画・前期基本計画の実施計画採択事業のうち、教育委員会に係る事業を掲載しております。

9ページにつきましては、点検・評価票の様式を示しております。学識経験者の知見の活用を図ることから、意見を伺うのにより適した様式に努めております。まず事業の対象、意図、効果、成果指標、活動指標といった項目を設けることで、事業概要をわかりやすくしております。成果指標、活動指標は、事業規模や3か年の推移をあらわすために設けたものでございます。ただし、事業によっては数値化できる内容が見つからないために空欄とした事業や、単に内容を示したのもございます。

10ページからは、実施事業に掲げられた29事業の結果でございます。

40ページからは、教育委員会が特に重要と認める18事業の結果でございます。

市制施行記念事業につきましては、事業概要の中にその旨を記載してございます。58ページから59ページには学識経験者の意見を掲載しております。個別事業に対する意見については、今後の事業の推進に活用してまいります。

今後の予定でございますが、本案を議決いただいた後、市議会9月定例会にて報告書を提出し、あわせて市報、ホームページ等で公表をしてまいります。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

○森井委員

45ページの「防災教育の充実」という事業ですが、教育委員会として特に重要と認める事業であるにもかかわらず、具体的取組内容や今後の方向についても少しわかりにくい部分があるのではないかと考えますが、何かこれ以外のところで明記できるようなものはありますでしょうか。

○伊藤委員長

わかりにくい部分とおっしゃいますと。

○森井委員

ほかの事業に比べて具体的にいつこのようなことを行ったとか、このような効果が今のところあらわれているとか、今後に向けてこういうことを防災教育の充実として推進していきたいというようにその記載が弱いように思います。

○高橋教育部理事

防災教育のところですが、学校ごとに学校危機管理マニュアルを作って、当然その学校の状況に応じて、防災教育を進めているところでございます。個別具体的な部分については記載が十分ではなかったかもしれませんが、そこにありますように、各学校でマニュアルの見直しをしているところでございます。

ただ、市教委として何らかのさらなる方策を提案していくことが必要かと考えております。現在、赤十字から、防災教育に関してご提案いただいているところもございますので、そのようなものを次年度に向けて検討し、学校へ提案し、さらに内容が充実できるように進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

厳しいことを申し上げれば、具体的に明記するものがまだという段階なのですね。

○高橋教育部理事

はい。

○伊藤委員長

ほかの方はいかがですか。

それでは、よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第19号、小平市教育委員会事務の点検及び評価－平成24年度分－について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第20号、平成25年度教育予算の補正の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第20号、平成25年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会9月定例会議会への提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金の教育費委託金で169万2,000円の増、商工費都補助金で249万9,000円の増でございます。

歳出につきましては、小学校費で1,000万円の増、中学校費で500万円の増、社会教育費で169万2,000円の増、保健体育費で722万4,000円の増、合計して教育費で2,391万6,000円を増額いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは質疑に移ります。ご質問ございませんか。

○森井委員

歳出のところの公民館費、「(仮)公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム実施事業」について、ご説明いただけますでしょうか。

○屋敷中央公民館長

公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムですが、これは文部科学省生涯学習政策局の平成25年度の新規事業でございます。

地域における現代的課題に対して公民館等が中心となって、社会教育的アプローチにより、その解決に向けた積極的、意欲的な取組を行う事業を国が公募いたしまして、その公募した事業の中から採択した事業を市町村に委託するとともに、国と市町村が共同して事業の実施内容の検証等を行うものでございます。

その目的は、社会教育を活性化することを通じて地域のきずな、地域のコミュニティの再生、及び地域の活性化を図るものでございます。

採択の対象となる取組としては、5つのテーマがございまして、1つとして若者の自立、社会参画支援。2つとして、地域の防災拠点形成支援。3つとして、地域人材による家庭支援。4つとして、地域振興支援。5つとして、その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援がございまして、テーマごとに、全国で30か所の公募がございました。

小平市はこのうち、地域の防災拠点形成支援をテーマに、これを取り上げまして、国に申請し、採択されたものでございます。

事業の内容といたしましては、小平第十三小学校区域を対象地域として、小川西町公民館が中心となって、防災安全課の協力のもとに、防災をテーマに講座、イベント等の事業を実施いたしまして、地域におけるネットワークづくりを促進するものでございます。

具体的には、この対象地域で防災に関するアンケートを実施いたしまして、対象地域の防災の課題を把握し、その課題解決に取り組むための講座を開設します。講座の中で、この地域の防災ウォーキングを実施して、対象地域独自の防災マップを作成します。

また、青少年対策十三小地区委員会の協力のもとに、青少対まつりでNPO法人と協働して、子どものための防災体験プログラムを実施し、若い世代と地域住民を結びつけるきっかけづくりを行います。

こうした活動の成果を冊子にいたしまして、対象地域の全世帯に戸別配布し、地域の防災意識の向上と地域住民のつながりを図る予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第20号、平成25年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第21号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第21号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

小平市では、平成25年9月1日からの小平市出退勤システムの導入に伴い、休暇、時間外勤務等の命令、及び申請等を電子決裁にて行います。今回の改正は、電子決裁の実施に必要な規程を整備するために一部改正するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ご質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第21号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第22号、平成26年度使用特別支援学級教科用図書の採択について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第22号、平成26年度使用特別支援学級教科用図書の採択についてを説明いたします。

公立学校では使用する教科用図書の採択につきましては、所管の教育委員会が行うこととなっております。

特別支援学級で使用する一般図書につきましては、児童・生徒の発達の段階を考慮し、毎年度採択替えを行っております。

したがって、各特別支援学級設置校におきまして、教科用図書の調査・研究を行い、小平市特別支援学級教科用図書審議委員会委員長に報告を行いました。

この報告をもとにして、平成25年7月11日に同審議委員会を開催し、7月23日に、委員長の小平第三中学校、田口克敏校長から建議があったものでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

議案22号、平成26年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、ご説明いたします。

特別支援学級用の教科用図書につきましては、児童・生徒の発達の段階や、障害の程度、また学習の定着状況等の観点から、文部科学省の検定を経た教科用図書、検定済教科書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、他の適切な教科用図書を採択し、使用することができることとなっております。

これは、学校教育法附則第9条の規定によるものでございます。この場合の他の適切な教科用図書というのは、市販の図書を教科書とする一般図書でございます。資料の中に2種類のリストがございますが、表中に学校名が記されているリストがございますので、ご覧いただきたいと思っております。

例えば、小平第一小学校の国語の中で、同成社の「ゆっくり学ぶ子のためのこくご入門編2(改訂版)」とありますが、これは市販の一般図書を使用するというものでございます。また、小平第十二小学校の国語の中で、東京書籍の「こくご☆☆」とありますが、これは文部科学省著作教科書を使用するというものでございます。

各特別支援学級設置校においては、一覧の文部科学省著作教科書及び一般図書のほか、全種目にわたって、その教科用図書を使用する学年、または下学年用の当該種目の検定済教科書を選定

しております。

例えば、学年によっては、使用学年は2～3年のところに、ニュークラウンイングリッシュシリーズIと記載されている学校がございますが、そういうところは2～3年生が1年生の本市採択の教科書を使うということがございます。

今回の採択は、検定済教科書を除く文部科学省著作教科書と、一般図書が適切であるかをご審議いただくものがございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第22号、平成26年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第23号、国立劇場「春興鏡獅子」公演に伴う平櫛田中彫刻美術館との相互協力事業による観覧料の免除について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第23号、国立劇場「春興鏡獅子」公演に伴う平櫛田中彫刻美術館との相互協力事業による観覧料の免除についてをご説明いたします。

10月3日木曜日から27日、日曜日までの25日間、国立劇場におきまして、平櫛田中の代表作《鏡獅子》の主題となった演目であります、「春興鏡獅子」が上演されるのにあわせて、平櫛田中と「春興鏡獅子」の関係を広く周知するため、国立劇場において、平櫛田中の作品、及び

平櫛田中彫刻美術館と《鏡獅子》に関するパネル展を展示いたします。

本案は、新たな客層の拡大を図るため、9月6日金曜日から12月26日木曜日まで、公演チケット1枚につき、美術館の観覧料を1回に限り免除とするものであります。

観覧料の免除は、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項、同施行規則第3条第1項、第2号の規定に基づき行うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第23号、国立劇場「春興鏡獅子」公演に伴う平櫛田中彫刻美術館との相互協力事業による観覧料の免除について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第24号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第24号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出についてを説明いたします。

第1点目は、平成25年10月1日より、天神町一丁目並びに二丁目の一部及び西武新宿線南側の大沼町一丁目において住居表示が実施されることに伴い、該当地域にあります「小平市立天神グラウンド」及び「小平市立天神テニスコート」の住居の表示を変更いたします。

第2点目は、小川町一丁目土地区画整理組合の土地区画整理事業の換地処分により「小平市立

きつねっばら公園子どもキャンプ場」の地番が正式に確定いたします。

以上の理由から、条例の一部改正が必要となり、本案を市議会9月定例会へ提出するため、市長に申し出るものでございます。

施設等の詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご覧ください。

なお、施行期日につきまして、住居表示変更に係る別表第1につきましては、平成25年10月1日より施行となります。

「きつねっばら公園子どもキャンプ場」に係る別表第2につきましては、東京都による換地処分の公告日の翌日が施行期日となっているため、公告日が確定した後、規則で定めることとしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第24号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第25号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、及び議案第26号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、は関連する議案でございますので、一括して取り扱います。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第25号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について及び議案第26号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、関連する議案ですので一括して説明させていただきます。

最初に、議案第25号につきましては、国分寺市との図書館の相互利用について合意に至ったことから、本年11月からの実施に向けて改正を要するもので、市議会9月定例会への提出議案として、市長に申し出るものでございます。

改正内容でございますが、「図書館資料の貸出しを受けられる者の範囲」に「国分寺市」を加えるものです。なお、相互利用における貸出数などについて必要な事項は、条例施行規則で定めることから、議案第26号におきまして、小平市立図書館条例施行規則の一部の改正を合わせて行うものでございます。

詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明させます。

○湯沢中央図書館長

小平市立図書館条例の一部を改正する条例及び、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の概要に基づいて説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨でございます。国分寺市との協議につきましては、平成21年度から開始をしておりますが、今回、合意に至りました相互利用における貸出数につきましては、国分寺市民は図書及び雑誌につきましては、通常の貸出数の半分の5冊、CD及びカセットテープについては2点とするもので、小平市民等と利用条件を変えることから、図書館条例及び図書館条例施行規則の改正を合わせて行うものでございます。

2の改正内容でございます。はじめに小平市立図書館条例についてでございますが、次ページに図書館条例（案）が掲載されています。

裏面の新旧対照表をご覧ください。この第6条に「図書館資料の貸出しを受けられる者の範囲」に国分寺市を加えるものでございます。

次に、小平市立図書館条例施行規則の一部改正でございます。

1枚めくっていただいたところに施行規則（案）が掲載されております。裏面の新旧対照表をご覧ください。

相互利用における貸出数につきましては、国分寺市民は、図書及び雑誌は通常の貸出数の半分の5冊、CD及びカセットテープは2点とすること、また高齢者、障害者への追加を行わないことから、第6条、図書館資料の貸出しについて改正をいたします。また、ここで文言の整理もいたしております。なお、小平市民が国分寺市の図書館を利用する場合も半分、国分寺市民が通常12冊借りられますので、その半分の6冊、CD及びカセットテープは2点となっております。

また、図書の予約につきましては、小平市、国分寺市の図書館相互とも行わないものいたします。

利用者とあわせまして、利用者登録申込書の様式につきましても国分寺市民が対象となりますことから、その旨を記載するために改正をいたします。

再度、議案第25号の裏面の概要をご覧ください。

3の施行日でございますが、平成25年11月1日からを予定しております。

今後の予定でございますが、明日の市議会幹事長会議で報告をいたします。

図書館協議会につきましては、7月11日に既に概要についてはご報告しておりますが、詳細につきまして、9月26日に報告をする予定でございます。

広報につきましては、市報、市図書館ホームページ、ポスター、チラシ等を活用してまいります。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第25号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第26号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩したいと存じます。午後3時40分まで休憩いたします。

午後3時24分 休憩